

福岡市立障がい児通園施設指定管理者選定・評価委員会 議事録

日 時：平成31年4月20日（土） 9：30～11：04

会 場：福岡市役所 15階 第4会議室

出席委員：井上委員，松崎委員，吉川委員，徳永委員，石田委員，
中島委員，田中委員，長谷委員

事務局：こども発達支援課 課長，係長，係員

傍聴人：なし

<議 事>

<p>(9：30)</p> <p>【事務連絡】</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席確認 ・資料確認 ・スケジュール説明
<p>【会議の公開】</p> <p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全会一致により，率直な意見交換もしくは中立な意思決定が不当に損なわれる恐れはないと判断し，公開することを決定
<p>【傍聴の確認】</p> <p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴希望者は居ないことを確認
.....	
<p>(9：34)</p> <p>【報告】</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市立障がい児通園施設第5期指定管理者選定方法の方針について，当委員会からの意見等を踏まえ，心身障がい福祉センター（児童部門），西部療育センター，東部療育センター，あゆみ学園については非公募。めばえ学園については公募とするよう方針を決定したことを報告
<p>【質疑】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無し
.....	
<p>(9：38)</p> <p>【資料説明】</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前考察資料兼当日資料の説明

(9:53)

【意見交換】

- | | |
|-----|---|
| 委員長 | ・ 沢山説明があったが、この中身について、どんなことでも意見を
お願いしたい。 |
| 委員 | ・ めばえ学園の仕様書において、今まで実績がない保育所等訪問支
援が新たに加わっているようだが、経緯を。 |
| 事務局 | ・ 保育所等訪問支援事業については、めばえ学園においても事業所
指定は既に受けているが、今のところ実績が無いという中で、積
極的に実施してもらいたいということで今回記載している。事業
の内容としては、保育所や幼稚園、小学校等に通っている障がい
児について、専門的なノウハウを持った保育士等が、例えば月に
2 回程度訪問し、集団活動に適応するための支援を、現地でアウ
トリーチで行うというもの。現在めばえ学園で実績がない背景だ
が、保育所等訪問支援は、児童発達支援と同じ法定サービスで、
1 割の利用者負担があり、受給者証の交付も必要なものである。
一方、障がい児等療育支援事業というものがあり、障がい児の通
う保育所の方からの依頼を受けて、園を訪問しアドバイスを行う
という、保護者の費用負担も受給者証も必要ない事業をずっと以
前から、福岡市のオリジナルで充実させ実施してきたことから、
めばえ学園に限らず、保育所等訪問支援については実績が伸びて
いないということがあった。しかし、現在は保育所等訪問支援の
認知度も上がっているようで、利用希望者も増えてきており、福
岡市全体としては、指定事業所は十数か所とそれなりにあるが、
供給体制が足りなくなっている状況がある。 |
| 委員 | ・ 指定は受けているが実績があがっていないので、しっかり実績を
あげるような計画を出してもらいたいということか。 |
| 事務局 | ・ 児童発達支援がメインの業務ではあるが、保育所等訪問支援や相
談支援も併せて、めばえ学園では引き続き実施するよう記載して
いる。 |
| 委員 | ・ 福岡市の障がい児保育検討専門委員会の委員にもなっているのだ
が、保育協会や私立幼稚園連盟の方も委員になっていて、話を聞
くと、やはり、障がいを持つお子さんの対応に苦慮しているよう
だ。受け入れる時に保育士を1人付けないと難しかったり、保育
士がどうかかわったら良いのか戸惑っているのが現状のようだ。
保育所等への支援は充実されてきたようだが、実はまだまだ足り
ていない、現場は困っていて右往左往しているという現状がある。
こういったアウトリーチが、めばえ学園に限らず、他の通園施設
でも、もっと充実していけば良いというのはすごく思っている。 |

<p>委員</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチについて、療育センターの保育士等が行っていることは知っているが、日々、通園の子や外来の子をみながら、リハビリや外勤もあって、かなりオーバーワークのようだ。これを充実させようとなると、人員が足りないのではないか。めばえ学園に実績がないのは、そういうところも背景にあるのではないか。 ・仕様書（案）の9ページに、職員の最低員数と29年度の配置実績を示している。最低員数は21名以上、実績は25名。また、募集要項（案）4ページに、初年度の指定管理料の上限額を示している。当然、職員数を増やせば人件費が高くなるが、今回予定している指定管理料の上限額は、現在のめばえ学園の実績を上回るところで設定している。よって、金額的な部分等で制約があって提案ができないようなものにはしていない。上限の範囲内で、こういうサービスを充実してこういう職員を張り付ける、金額はこれぐらいかかるというような創意工夫のある提案を期待している。ただ、職員は誰でも良いというわけではなく、頭数を揃えても高い療育が出来るとは限らない。先程の保育所等訪問支援についても、保育士の資格を取って少し経験したという人ができるような業務ではなく、かなり高度な専門性とノウハウがいる。そういった人材をしっかりと確保するには、その方達が然るべき金額を給与という形で受けられるような環境、団体としての労働条件、バックボーンが必要になると思う。障がい児の通園施設については、安かろう悪かろうになってはいけないので、仕様書や募集要項で示した、上限額や業務内容等に対応した提案を出されているのか、本当に療育の質が保てるのか委員の皆さまに判断していただけるよう、事細かく示しているもの。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人員をしっかりと確保できる予算に設定しているということで安心したが、実際に私たちも訪問支援を行っているが、現場の保育士が限られた時間の中で訪問して、短時間で対象児の様子や園の状態をみてアドバイスするというのは、かなりの経験がないとできることではない。それだけの人を雇うためのお金がどのくらい確保されているのか、予算の中に含まれているのか分かれると安心できる。29年度の配置実績に、兼務となっている保育士があるが、こういった経験の必要な業務を、通常のクラス運営やその他業務との兼務で行わなければならないとなると、オーバーワークということになるのではないか。
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項にある指定管理料の上限額が1億4千万だったが。 ・29年度のめばえ学園に対する歳出が8%の税込みで130,820千円。今回の上限額142,016千円を8%の税込みにすると、153,377千円ということになるので、2千数百万、今の実績を

委員長	<p>上回るところで上限額を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ということであれば、現在のめばえ学園の実績よりも少し高い上限額を組んでいるので、その上限額の中で、人員配置であるとか、どういうふうに工夫するのか、現在のめばえ学園の人数を参考にして、新しく色々考えてくださいと、そういう受け止めで良いか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • その通り。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • そうすると、若干2千万くらいある中で、予算だけではなく色々考えられるのだろうが、工夫の余地はあるということで、その工夫の中身がわかるように提案してもらい、評価をしたいということだろう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 評価は他の施設も同じか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 他の施設は非公募なので募集要項は作らないが、同じように評価を行う予定。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 他の施設の予算は上がっているのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 予算はまだ作っていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 特定相談支援というのはどういうものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい児相談支援は児童福祉法のサービスの利用計画を作る業務だが、特定相談支援は障がい者総合支援法の方の、例えばグループホームや日中一時支援、短期入所等のサービスの利用計画を作る業務。基本的には障がい児相談支援事業の指定をとる時には特定相談支援の指定もとっている。1人のお子さんが、例えば児童発達支援と日中一時支援を利用するという場合、当然、児童福祉法のサービスも総合支援法のサービスも総合的に考えて計画を作成する必要がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 評価基準に団体の実績の項目があるが、児童発達支援センターの運営については、これまで非公募で事業団が行ってきたのであれば、事業団以外に実績のある団体はないのではないかと。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 福岡市内だとそうかもしれないが、都市圏の団体で、実績のあるところが応募する可能性はある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 実績がどのくらいあれば良いのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 委員の皆さんが優れていると思われるのか標準と思われるのかはあると思うが、我々が考えているのは、児童発達支援の実績があり、しっかりやれていれば、要はめばえ学園と同程度の施設を問題なく運営している実績があれば、それなりに評価して良いのではないかと考えている。例えば同じ障がい児へのサービスでも、対象年齢の違う放課後等デイサービスの実績であるとか、極端に言えば、障がい者の施設の実績はあるが、未就学児は経験がないということになると、本当に実績が十分かというところ少し疑問がある。そのあたりを勘案し、評価点に差を付けていただきたい。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 団体の実績というのは、結局のところ、人材を集めることが可能かどうか等、そういうこととつながってくる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • おっしゃる通り、経験のある人材を既にある程度抱えていないと、全員が未経験の職員だということに任せるのには不安がある。少なくとも、ノウハウを持っている職員が相当程度いて、あとは新人を教育するということができるような、一定程度の土台がある必要がある。 • そうすると、現指定管理者はここでおそらく10点を取れるため有利ではないかという話になるが、一方で、同じ10点の配点である準備・引継ぎの項目は、指定管理者が代わる場合に、利用児や保護者への影響が少なくなるようどういった対応をとるのかということの評価するものなので、現指定管理者については評価のしようがなく、対象外としている。よって、新たに応募する団体は200点満点で評価するのに対し、現指定管理者は190点満点で評価する。こうすることで、現指定管理者であることのアドバンテージを打ち消し、公平性を保とうとしている。こういったイコールフットィングの考え方は、福岡市では前例がないものなので、現在も指定管理制度の所管局と内部的な調整をかけているという段階である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 引き継ぎの部分が0点になるというのは、それでいいのかなと思うところはある。また、A, B, C, Dという評価の尺度があるが、A, B, Cの基準とDの評価不可というのは、横並びの尺度ではないのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 実際にこのD評価を使うかどうかは別として、例えば、提案に記載が全く無いような項目については、当然評価できず、0点ということになる可能性はあるため、評価不可というものは必要であると考えたもの。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • CよりDの方が評価としてはもちろん低いというか、Cの方が少しは良いということで。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • Dはよっぽどひどい提案だった時とか、委員の質問と応募者の回答が全く噛み合っていないようなレベルだというふうに思っていただければ。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 団体の実績の項目にも、このD評価が設定されていたが、それは全く記載がないということではなく、特定の理由があって不可になった場合に、それを未記載と同じD評価、0点にして良いのだろうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 実績の項目の場合、実績が何もなければ0点としかできないこともある。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 評価の対象とならない場合と評価の結果0点である場合というの

事務局	<p>は、少し違うのではないか、同じ評価で良いのかということをおそらく委員は言いたいのではないか。例えば平均点を出す場合、評価の対象外であれば除数からも除くだろうが、評価対象だが0点だった場合は、当然、除数にも含める。そういった違いがあるものが同じD評価でまとめて良いのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 評価して0というよりは、評価そのものができないという意味で、現指定管理者の評価の取扱いは、引継ぎの項目だけそういった意味合いが少し違うかなというのは我々も感じる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • それをどう考えるのか。確かに新しく応募する団体と現指定管理者が全く同じ評価項目や基準となると、やはり現指定管理の評価が高くなるので、現指定管理者には、より良い提案をしてもらうため、かつ、公平な審査とするため、評価基準にどのような考え方をどう反映させるのか、そこを事務局案として提案しているところ。
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> • それがハンディをつけるというものになっている。 • アドバンテージがある団体にはハンディをつけることで公平性を確保するというのは、福岡市の基本ルールにもなっている。
委員長事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 広くチャンスが与えられるようにという考えでもある。 • この案は、事務局にて他都市の状況等を調査し、前例のある都市のものをアレンジしたもの。福岡市としての統一的なハンディの付け方はまだ無いため、今回示しているイコールフットिंगのルールは決定したものではなく、市内部で調整中のものである。ただし、いずれにしても、何等かのハンディキャップを現指定管理者に課すかたちにはなる。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • 募集要項（案）12 ページの部分。新たに応募する団体の強みは、大抵、現指定管理者より低い金額でできますよということが多いと思うが、今回は、価格競争による療育の質の低下を避ける観点から、価格点に差がつきにくいようになっている。こうした中、現指定管理者のアドバンテージをどう無くし、公平に評価できるようにするのかということ。
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 建物自体はそのまま使うのか。 • そのまま使う。仕様書に記載の備品等、現在貸与しているものも引き続き貸与する。
委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> • では、中の人員だけが代わるということか。 • 指定管理者が変更となった場合はそうなる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • 評価基準の採点表（案）の中で、事業実施計画のイが50点と、全体の4分の1の評価点となっているが、他の項目は大体10点ずつぐらいである。この事業実施計画の50点を細分化するのは難しいのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会でも多数意見が出ていたように、応募者には、仕様書に記載している最低限の部分に、プラスα何か創意工夫を提案してほしいということから、そういったものについて評価ができる大切な項目であると思い、配点を高くしている。 ・事業実施計画と従事者の項目を総合的に見て、絵に描いた餅なのか、相当程度確度があるのかというところを審査していただきたいと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・応募要項（案）の12ページに、総合点が50%に満たない場合は失格という最低制限基準がある。あり得ないとは思いますが、事業実施計画も従業者も問題ないが実績が全然ないというような、どこかの項目の点数は高いがどこかの項目が全くダメという場合、総合点数は高くなる。だがこの団体にはとても任せられないということもあるのではないか。そうならないために、項目ごとにみて、50以下の項目があったら失格というようにするのはどうか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、Cがいくつあったらとか、CとかDがいくつあったらとかそういうことも。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・Cがひとつでもあればアウトだと私は思うが、どうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準をどこに設定するのは、事務局でも苦慮したところ。項目ごとに50%未満にした場合、例えば実績がないところは即失格ということになってしまう。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・実績がないから即ダメですというのはいかがなものかと思う。者の施設を運営している団体で、児にも広げていきたいとか、そういう場合、例えば児の経験がある職員を組んで、今までの者の実績も活かしつつ児の支援も取り組んでいきたいという場合、実績が無いからダメというのは厳しい。むしろ新しい風を入れてくださいという考え方もある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・確認だが、点だけで決まるわけではなく、評価点も考慮して総合的に候補者を選定するものだったかと。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の皆さんの評価や意見を踏まえて、最終的に市の方で候補者を決定する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・だから有り得ないとは思いますが、どこかの項目が全くダメだが総合点数は高い場合、そういう時は、点数は高いが、候補者としては難しいのではないかという意見を言うかたちか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・そういった場合、意見交換の中でということにはなるだろう。特に、私は人権に対しての考え方はすごく大事なところだと思っているので、児童福祉法でいうと虐待防止についてであるとか、そういった視点が欠けている団体は、指定管理者として不適任だと考えるため、委員が言われたような、評価点に現れにくい問題点がある場合、意見として言わなければならない。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今めばえ学園を利用されている保護者の方には、いつ説明がいくのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・公募になりましたということは近々お知らせする。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、保護者の方から、反対意見というか、不安だという意見が出たときはどうするのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・不安と思われる気持ちや公募化の利点等、この委員会でも沢山ご意見をいただいた。そういったことを踏まえて、市として方針決定させていただいたものなので、ご理解いただけるよう説明してまいりたい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・やはり保護者の方たちとしては心配になられるでしょうね。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見からすると、今がすごく良い状態であれば、それを継続してほしいと思うのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それはおっしゃるとおりだと思う。ですから、入口で委員の皆さんのご意見等をいただいたうえで、我々も慎重に判断させていただいた。公募になったから必ず運営者が代わるというわけでもない。代わる可能性はもちろん出てくるが。現指定管理者は、引き続き運営できるよう、他に負けないような良い提案を出すという気持ちで応募してもらわないといけない。そして、今までより高いサービスを提供するために、職員の教育やモチベーションの向上を図ってもらわないといけない。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の方が心配されるのは当たり前のことなので、そういう意味で選定にあたって公平で、質が落ちない提案を採択していけるような基準を検討しようということ。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今の話についてだが、公募を導入しないままだと、仮に質が悪い場合でも、めばえ学園そのものは変わらない。何らかの指摘があって、スタッフは若干入れ替わるだろうが、やっていることは変わらない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者が代わる場合は、スタッフは若干ではなく、総入れ替えということなるだろう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・総入れ替えは難しいのでは。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・運営者が代われれば当然そうなる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・20人以上の職員が解雇されるというのはいり得るのか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・現管理者である事業団は、めばえ学園の管理者でなくなった場合でも解雇とはならないだろう。これまで指定管理者の変更があった時も、定年退職者等、色々なところで調整されているようで、解雇されたということは聞いていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は他の施設に異動になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・成人の施設で、つくし学園が何年も前に公募化されたと思うが、その時はトラブルはなかったのか。トラブルがあったという話は

<p>委員長</p>	<p>あまり聞かないが。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初は、やはり質の担保がちゃんとできるのかとか、公平に評価されるのかとか、保護者の方もとても心配なさっていた。そういった心配を払拭するために、評価・選定委員会に保護者代表の方も入っていただいたというのが1つある。保護者会から、どういうところを心配しているのか、どういうふうにあってほしいのか、ご意見等を言っていたというかたちでスタートしている。公募化した5年後に、更新のために再度公募したが、その時はもう保護者会の方たちも、施設がより良くなるプラスの取組みだと認識していただいていたようだ。働いてらっしゃる障がい者の方たちの賃金であるとか、仕事の内容だとか、そういうものが広がったとか、色々なかたちで工夫もされて、つくし学園とふよう学園両方を公募化した。両施設とも保護者の方たちのご意見としてはプラスの方向に評価され、質が低下したとか、そういうふうな評価はなかったように聞いている。やはり、プロセスがちゃんと公開されていて透明度があるとか、そういうことなどが信頼を得るためにはとても大事なことだと思う。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回との違いは、つくし学園やふよう学園の時は、公募化するにあたり、事業団は応募できないという整理をされていた。 ・市立の障がい児通園施設については、他の民間団体が運営している施設とは取組み内容に違いがあり、事業団でない運営が難しいため、これまでは非公募で、事業団に引き続き運営してもらおうというかたちとしてきたが、めばえ学園については、先程言ったような理由から、公募はしましよう。ところが、他に本当にできる団体があるという確証もない中で、事業団の応募を認めないというのは我々もできない。委員の皆さんより、事業団より新しい応募団体の方が良いというふうに評価をされた場合でないと、療育の質を担保出来ないというふうに思っている。事業団も応募でき、競争してもらい、評価するというかたちにしている。
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・めばえ学園では、医療的ケア児の受入れを行っているが、その水準が下がってはいけないということで、仕様書（案）に記載されている。新しく応募する団体からも、そこに対応した提案がされれば、今のめばえ学園の療育の質が下がることにはならないだろう。看護師さんの配置等、他の市立ではない児童発達支援センターとの違いが仕様書（案）に入っている。公募化が不安だという意見があるということは、それだけ保護者の方たちからの信頼が事業団にあるということだろうが、事業団にはもう少し頑張ってもらいたいという意見もある。 ・評価基準（案）の管理の項目に、クレーム対応があるが、クレー

	<p>ムという苦情対応というだけの感じがする。保護者や子どもの意見を聞くことや、子どもは直接言葉では言えないにしても、やはり子どもをちゃんとみてとか、そういう視点。そういった意味で、クレーム対応というよりも意見をちゃんと聞けるような、そういうことを評価する項目にならないか。採点表（案）の中に、ご意見も指すというふうにはもちろん書いてあるが。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 真摯に対応し、業務改善につなげようとしているかどうかということなので、おっしゃる通りの趣旨ではある。クレームという表現が良くないということではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> • その通り。意見をちゃんと聞いて改善につなげる部分を評価するということが伝わるようなものにしてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 表現を工夫する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • クレームもそうだが、見えない部分というのが沢山ある。事業団は、人権を尊重し、他を正していくような団体であってほしい。公募すること、事業団の運営ではなくなる可能性が出ることに不安になられる保護者も沢山いるだろうが、新しい風を拒否するのではなく、より良くするために受け入れていく方が良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • めばえ学園のホームページを見ると、ボランティア募集というのがあって、「子どもの好きな方、福祉に興味のある方、短い時間でも大歓迎、個人・団体も問いません」と。従事内容は、「行事、学習、託児、保育の手伝い、教材作成その他」とある。そういったボランティアの人、要するに資格等を全く問わない人たちが多く出入りして関わらないと成り立たない人員配置なのか、現状、指定管理料が足りていないのではないかと、また、個人情報は大丈夫なのかという心配がある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • あいあいセンターにもボランティアは沢山いた。どの施設も結構な人数のボランティアが入っている。親子通園で、保護者が食事をとる間の見守り等をしてもらっていた。人員自体は足りてないように感じる。何に基づく決まりなのかはわからないが、保育士の先生が、半年働いたら半年休まないといけないという話をよく聞く。せっかくの良い先生であればもったいない。子どもも慣れてきた頃に先生が代わると戸惑う。1年通して雇用してもらいたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> • おそらく、事業団の独自ルールではなく、何等かの法令によるルールではないか。いずれにしろ正規職員ではない方々だと思う。期間を限定して雇われている方。どの業務をどういう職種の方にとどの程度任せていくかというところは、その運営団体の経営努力であり、手腕だろうと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> • それもあるだろうが、半年で1度休まなければならない人を担任

<p>事務局</p> <p>委員長 委員</p> <p>委員長</p>	<p>の先生につけないといけないということが、人員不足であることを表しているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> それは指定管理料の問題ではなく、人員の確保が難しいことによるものではないか。 事業団も、人材を集めるのが難しい状況なのだろう。 保育士を募集しても応募がないというのは耳にしたことがある。事情があるのだろうが、途中で退職して先生が代わったりしたこともあった。 人員の配置は、常勤の人の配置数や非常勤の人はこうやって補いますとか、そういった常勤非常勤の配置の仕方も評価の中で確認できればと思う。 まとめたいと思うが、仕様書（案）については、本日色々な意見が出たが、他に追加意見はないか。募集要項（案）について、イコールフットイングについてはまだ調整中とのことだが、他に追加意見はないか。選定基準（案）について、他に追加意見はないか。 <p><全委員無し></p> <ul style="list-style-type: none"> 無いようであれば、今回はこの形でということで良いか。 <p><全委員承諾></p> <ul style="list-style-type: none"> それでは、本日の議事はこれで終了し、進行を事務局の方にお返しする。
<p>(11:01)</p> <p>【事務連絡】</p> <p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> お礼 議事録について説明